

医療事故等の公表基準

伊賀市立上野総合市民病院が提供する医療に対する市民の信頼性の向上に資するため、以下のとおり医療事故等の公表に関する基準を定める。

1. 目的

- 1) 医療の透明性を高め、公的病院として市民等に説明責任を果たす。
- 2) 医学的に的確な情報を提供することにより、事故の再発防止を図る。

2. 公表の決定

- 1) 事故調査委員会の審議結果をふまえ、病院長が決定する。
- 2) 病院長は、公表を緊急に行う必要があり、委員会の審議を経る時間的余裕がないと判断したときは、事後に報告する。

3. 用語の定義

1) アクシデント（医療有害事象・医療事故）

防止可能か過失によるものかに関わらず、医療に関わる場所で医療の過程において、不適切な医療行為（必要な医療行為がなされなかった場合も含む）が結果として患者へ意図しない傷害を生じ、その経過が一定程度以上の影響を与えた事象をいう。患者自身による自傷行為等も含む。

2) インシデント（ヒヤリ・ハット）

日常診療の場で、誤った医療行為などが患者に実施される前に発見されたもの、あるいは、誤った医療行為などが実施されたが、結果として患者に傷害を及ぼすに至らなかったものをいう。

4. 医療事故等のレベル区分

医療事故等のレベル区分は下表のとおりとする。

分類	患者への影響度	内 容
インシデント	レベル 0	間違ったことが発生したが、患者には実施されなかった
	レベル 1	間違ったことを実施したが、患者には実害はなかった * 何らかの影響を与えた可能性は否定できない
	レベル 2	処置や治療は行わなかったが、観察強化が必要 * バイタルサイン軽度変化、安全確認のための検査等を施行
	レベル 3a	簡単な処置や治療を要した * 消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛薬の投与 チューブ類の再挿入、造影剤を伴わないレントゲン撮影
アクシデント	レベル 3b	濃厚な処置や治療を要した * バイタルサイン高度変化、人工呼吸器の装着、手術 入院日数の延長、外来・入院患者の骨折等を含む
	レベル 4	事故により長期にわたり治療が続く、または障害が永続的に残る
	レベル 5	事故が死因となる
その他		自殺企図、暴力、クレーム等医療紛争に発展する可能性がある

5. 公表の基準

医療事故等の区分ごとの公表基準は次のとおりとする。

患者への影響度	過失のある事故（医療過誤）	過失のない事故
レベル0	事故として取り扱わず非公表	
レベル1	事故として取り扱わず非公表	
レベル2	非公表	
レベル3a	非公表	
レベル3b	一括公表（レベル別件数、事故内容別件数）	
レベル4	個別公表	一括公表（レベル別件数事故内容別件数）
レベル5	個別公表	一括公表（レベル別件数事故内容別件数）

6. 公表の方法

公表の方法は次のとおりとする。

1) 個別公表

レベル4～5に相当し、明らかな医療過誤、その他、個別公表することの社会的意義が大きいと判断される場合

①公表内容

- ・ 該当医療事故が発生した日時、場所及び状況
- ・ 患者の性別、年代及び居住地
- ・ 医療従事者の職種
- ・ 当院が行った治療内容
- ・ 事故原因と今後の対策
- ・ その他公表すべきと判断したもの

②患者または家族の意思確認

- ・ 公表にあたっては、患者または家族に公表の意義、必要性について十分説明し、事前に書面で公表内容を示した上で、公表することについて書面で同意を得るものとする
- ・ 患者の性別、年代及び居住地のうち、患者または家族が公表を希望しない項目がある場合は、その内容を公表内容から除いて公表する
- ・ 公表することに患者または家族から同意を得られない場合は、公表内容のうち患者の性別、年代及び居住地を除いて公表する

③公表の方法

報道機関への公表及びホームページによる公表を行うものとする

④公表時期

患者または家族の意思を確認後、速やかに公表する

2) 一括公表

前年中に発生した医療事故及びインシデント

①公表内容

- ・ 「医療事故等の区分ごとの公表区分」の表に従ってレベル3b以上、レベル4、5で過失のないものとする
- ・ 年単位で集計したレベル別発生件数、代表的な事例の概要と講じた措置や発生防止策

②患者または家族等への配慮

事故概要には、個人の特定につながる具体的な情報は含めない

③公表の方法

資料提供による報道機関への公表及びホームページによる公表を行うものとする

④公表時期

医療安全推進委員会、医療安全管理委員会で承認を得た後、毎年6月に公表する

7. 公表に当たっての留意事項

個別公表を行う場合は、事前に患者または家族等に十分説明を行い、原則書面により同意を得るとともに、公表内容から患者や関係職員が特定、識別されることのないよう配慮する

平成 23 年 2 月 1 日作成

令和 2 年 5 月 1 日改訂

令和 3 年 9 月 8 日改訂